

金融機能強化法の見直しにより新たに国による資本参加の対象となる農林中央金庫の経営に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十七日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿



金融機能強化法の見直しにより新たに国による資本参加の対象となる農林中央金庫の経営に関

する質問主意書

今般の世界的な金融危機に対応するため、金融機能強化法の見直しが閣議決定された。この見直しにより新たに国による資本参加の対象となる農林中央金庫について以下質問する。

一 農林中央金庫は昭和二十一年十一月以来、六人の理事長が就任しているが、すべての理事長が農林省または農林水産省の事務次官経験者である。このような所謂天下りの事実について政府はどのように考えているか、見解を示されたい。

二 平成以降に就任した農林中央金庫の理事長について民間企業経験も含め職歴をすべて示されたい。特に金融に関する経験については詳細な経歴を示されたい。また、可能であれば退職金や就任後の報酬も示されたい。示すことができない場合、その法的な根拠を示されたい。

三 農林中央金庫の理事長、理事、監事など役員に就任した国家公務員をすべて示されたい。可能であれば、すべての当該役員について職歴及び報酬を示されたい。

四 JAバンクにおける農林水産省のOBの数を示されたい。また可能であれば退職時の地位を示された

い。

右質問する。